

(様式 1-3)

三春町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	三春の里農業公園遊具更新事業	事業番号	A-1-2
交付団体	三春町		事業実施主体	三春町	
総交付対象事業費	33,560 (千円)		全体事業費	33,560 (千円)	

事業概要

○事業の概要

大型のアスレチック遊具等を有し、三春町内の子ども達に外遊びの機会を提供し、体力向上に寄与してきた三春の里農業公園の遊具の更新を行う。

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）

三春の里農業公園の遊具を更新し子ども達の外遊びの機会を増やすことを目的とする本事業計画は、学校外の子ども達の活動を充実させるものであり、また、自然とのふれあいが増えると考えられ、第 6 次三春町長期計画で掲げている基本計画の「校外学習の充実」及び「田園生活空間の提供」に資するものである。

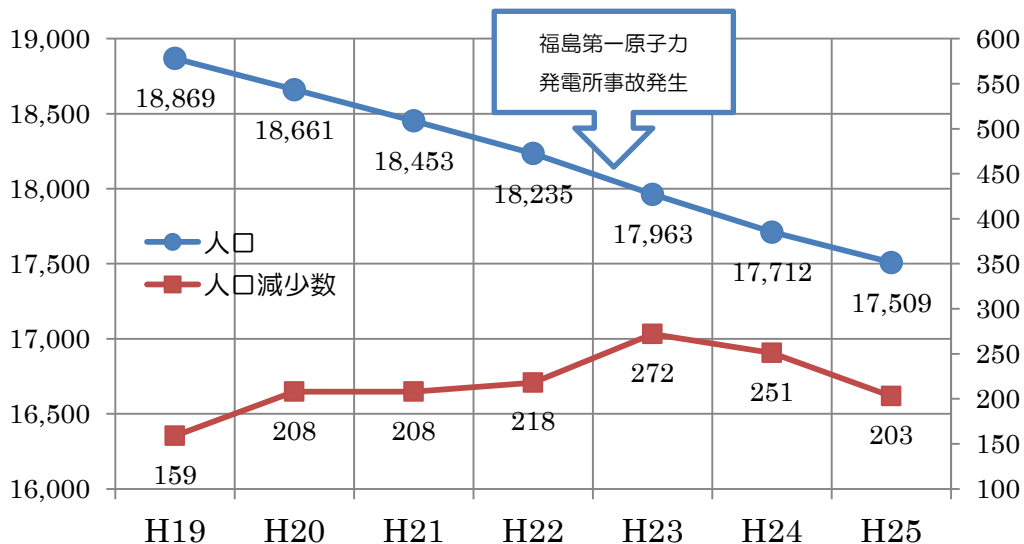
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1）

（1）原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況

- ① 事故発生前は人口減少数 200 人台であったが、原子力発電所事故の影響と思われる人口流出により平成 23・24 年度は 250 人を超える人口減少となっている。

三春町の人口推移



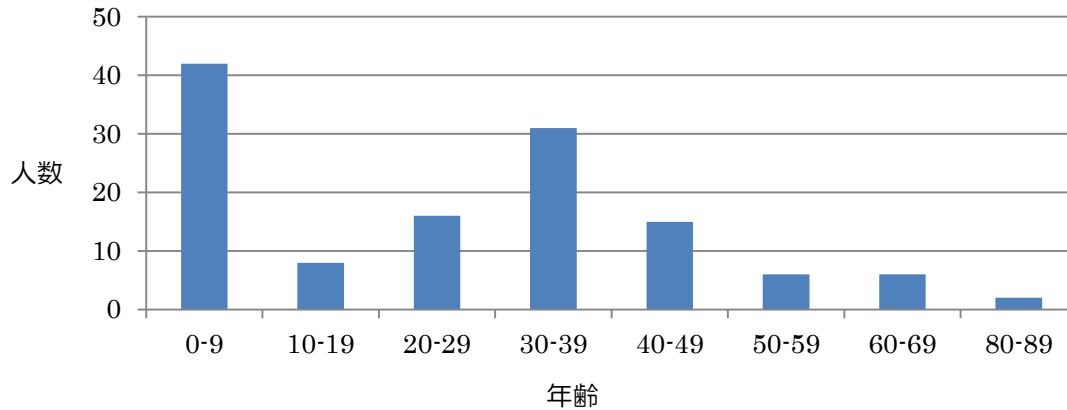
※ 各年の 6 月 1 日現在の三春町人口（出典：福島県現住人口月報）

- ② 全国避難者情報システムによる平成 24 年 10 月 1 日時点の三春町から他市町村への自主避難者数は 126 人であり、平成 22 年度国勢調査による三春町の人口 18,177 人の約 0.7%に相当する人口が流出している。

(2) 人口流出により生じている地域の復興における支障

町外に人口流出している世帯の多くは子供に対する放射性物質の健康への影響を心配する若い世帯であることから、本来復興の中心となる若い世帯がいないことにより、地域の復興への活力がそがれている状況にある。

三春町からの自主避難者数（年齢別）



※ 全国避難者情報システム（平成 24 年 10 月 1 日時点）

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）

当町では、除染により空間における線量は震災直後に比べてだいぶ下がっている。また、遊具の洗浄も行っており遊具の線量もだいぶ低くなってはいるが、子ども達は室内で遊ぶことに慣れてしまっていたり、遊具の線量を不安視するなどして遊具利用を控えている家庭もある。そのため、子ども達が大きく体を動せる外遊びの機会が減り、体力が低下している状況にあるため、遊具を更新し安心して外遊びが出来る環境が必要である（下表参照）。

平成 22 年度・24 年度体力テストの総合得点の平均値（男女・小 1～6）

	三春町	福島県	全国
平成 22 年度	46.26	45.43	46.54
平成 24 年度	46.18	45.59	46.65
比較	-0.08	0.16	0.11

※ 出典 三春町教育委員会報告

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①）

三春の里農業公園においては、三春町内の小学校の遠足学習やスポーツ少年団・子ども育成会等の団体利用を受け入れてきており、子ども達は、公園内にあるアスレチックジムを利用して、自然にふれあいながらのびのびと遊んでいた（H22 年度 町内行事利用者 600 人）。しかし、震災後、遊具の線量への不安から外遊びを伴う遠足が自粛されてきた（H23 年度 実績なし H24 年度 町内行事利用者 370 人）。

また、保育所・小学校等においてある遊具より大型の遊具・アスレチックジムがあり、かつ、より広いスペースでののびのび活動できるため、土日の親子連れでの利用もあったが、震災後、遊具の線量への不安から、同様に土日の親子連れでの利用も見られなくなった。

以上のように、原子力発電所事故に起因する遊具の線量への不安から、子ども達の外遊びが減少しており、子ども達の運動機会の確保が十分に図られていない状況にある。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

三春の里農業公園は、保育所・小学校等の遊具と異なり、大型の遊具・アスレチックジム等があり、より広いスペースでののびのび活動できる点で、小学校高学年の子ども達でも興味をもって遊ぶことができる唯一の公園である。

保育所・小学校と同様に、遊具の洗浄などの除染対策を行っているところであるが、保護者の不安を完全に払しょくできていないため、従来のアスレチックジム等の遊具を利用させてあげることができない状態にある。

以上から、小学校高学年の子ども達まで対象とする町内遊具施設が不足している状況にあるといえる。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

当町は、現在、既存の運動場等を、避難区域の町村の仮設住宅に提供しているため、新たな運動スペースを設ける代替地を手当することは難しい。また、遊具を更新することとしている保育所・小学校等の施設では、遊具設置スペースが狭いため、農業公園に設置するような小学校高学年向けの大型遊具の設置が難しい。

よって、保育所・小学校の遊具を更新するだけでなく、農業公園の遊具を更新することにより、運動機会の確保を図る必要があると考える。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

三春の里農業公園は三春町南部に位置する拠点的公園である（様式1-1 別紙事業位置図参照）。

この点、次の表のとおり、小学生以下の人口の90パーセント以上は三春町の中部・南部に密集している。とすれば、保育所・小学校の遊具施設の更新に加えて、三春町南部に位置する三春の里農業公園の遊具施設を更新することが、人口の多い中部・南部に住んでいる子ども達の外遊びをより増加させることにつながると考えられる。このように考えると、農業公園の施設整備の内容及び方法は事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっているといえる。

区域	左の区域に含まれる小学生以下の人口		選定した事業実施箇所
	小学生数	未就学児数	
北部	67	40	沢石小学校
中部	394	360	第1保育所 第2保育所 三春小学校 御木沢小学校
南部	397	357	岩江小学校 中妻小学校 中郷小学校 三春の里農業公園

※ 出典 住民基本台帳データ

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

三春の里農業公園の周辺地域の道路は整備され、大型駐車場も整備されていることから、遠足等の学校行事での大型バスによる来園は容易である。また、休日に親子連れで利用する際の車での来園も容易である。

また、三春の里農業公園は常時開放されており、今後は、広報や町の公式HP等により周知することにより、子ども達の利用をより一層促す予定である。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

小学校・幼稚園・保育所に対して、遊具の更新を広く周知することにより、行事計画（遠足等）に組み入れてもらい、遊具を積極的に利用してもらう予定である。なお、周知の際には、遊具の安全な使い方・遊びながら体力づくりができる効果的な運動方法等も記載することにより、子ども達が安全に体力づくりができるような仕組みを盛り込む予定である。

また、町の広報やホームページによる周知のみならず、施設に隣接する三春の里田園生活館等に、遊具の更新及び遊具の安全な使い方・遊びながら体力づくりができる効果的な運動方法等を記載したパンフレットを置くことにより、広く町民に周知し、休日等に親子連れで積極的に遊具を利用してもらうよう促す予定である。

○その他

遊具更新後は、子ども達の外遊びの機会の増加か及び体力が低下している状況が改善しているか、遠足等で農業公園を利用した各学校へのアンケート・一般利用者アンケート等により定量的な把握に努め、効果の検証を行う予定である。